

「にいがた土木女子会議（NDJ会議）」規約

（設置）

第1条 「にいがた土木女子会議（NDJ会議）」（以下「NDJ会議」という。）を設置する。

（目的）

第2条 新潟県内の土木建設業で働く女性が連携し、様々な場面で活動を繰り広げ、女性も活躍できる業種であることを内外に示すことで、土木建設業の全体のイメージアップ、働く環境の改善、社会的地位向上を図ることを目的とする。

（構成員）

第3条 NDJ会議の構成員は、新潟県内の土木建設関連業務に従事する女性をもって構成する。別に会員名簿を備える。

（役員）

第4条 NDJ会議に次の役員をおく。

代表 1名 NDJ会議を総括する。

副代表 2名 代表を補佐する。なお、代表に事故あるとき代行する。

（活動）

第5条 NDJ会議の目的を達成するため次の活動を実施する。

- 1) 学生や一般向けに土木をPRする活動
- 2) 構成員相互の連携を図り、働きやすい職場環境を検討する活動
- 3) その他目的達成に必要な活動

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、運営に関する事項その他必要な事項は、代表が定める。

附 則 この規約は、平成29年6月16日から施行する。